

## 新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
<p>県土マネジメント部土木工事技術検査基準</p>	<p>県土マネジメント部土木工事技術検査基準</p>
<p>（中間技術検査）</p> <p>第7条 中間技術検査は、当初契約金額2千万円以上かつ工期が3箇月以上の工事のうち、工事の進捗が概ね2割から8割程度の範囲内の施工途中において、事後確認が困難なことなどから、技術管理課長又は事務所長が必要と認めた工事を対象として実施するものとする。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しないものとする。</p> <p>2 中間技術検査の対象とする工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)完成検査においてはその大部分が不可視となる工事 例：橋梁下部工、基礎杭工、トンネル工、井堰下部工、コンクリートダム工（砂防えん堤工を除く）</p> <p>(2)その他、検査を必要とする工事</p> <p>3 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む。）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。本庁<b>契約</b>の場合は、出来形に係る監督職員の確認終了後、事務所長から技術管理課長に中間技術検査請求書（検第1号様式）の提出があったときとする。機関<b>契約</b>の場合は、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。</p> <p>4 実施回数は、原則1回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。</p> <p>5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む。）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。</p> <p>6 技術管理課長又は事務所長は、中間技術検査の実施が確定したとき、受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査職員、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>（中間技術検査）</p> <p>第7条 中間技術検査は、当初契約金額2千万円以上かつ工期が3箇月以上の工事のうち、工事の進捗が概ね2割から8割程度の範囲内の施工途中において、事後確認が困難なことなどから、技術管理課長又は事務所長が必要と認めた工事を対象として実施するものとする。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しないものとする。</p> <p>2 中間技術検査の対象とする工事は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)完成検査においてはその大部分が不可視となる工事 例：橋梁下部工、基礎杭工、トンネル工、井堰下部工、コンクリートダム工（砂防えん堤工を除く）</p> <p>(2)その他、検査を必要とする工事</p> <p>3 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む。）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。本庁<b>検査</b>の場合は、出来形に係る監督職員の確認終了後、事務所長から技術管理課長に中間技術検査請求書（検第1号様式）の提出があったときとする。機関<b>検査</b>の場合は、出来形に係る監督職員の確認が終了したときとする。</p> <p>4 実施回数は、原則1回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。</p> <p>5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む。）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。</p> <p>6 技術管理課長又は事務所長は、中間技術検査の実施が確定したとき、受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査職員、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成12年4月1日から施行する。</p>

## 新 旧 対 照 表

旧（現 行）	新（改 定 案）
<p>附 則 この基準は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この基準は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和2年1月1日から施行する。</p>

